

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する予定です。お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

記

1 件名

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正

2 対象品目

- (1) 25-ヒドロキシコレカルシフェロール（飼料添加物）
- (2) モネンシンナトリウム（飼料添加物）
- (3) アビラマイシン（飼料添加物）

3 趣旨及び目的

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を以下の通り一部改正する。

- (1) 25-ヒドロキシコレカルシフェロールを飼料添加物として指定し、基準・規格を設定する。
- (2) 飼料添加物モネンシンナトリウムの対象家畜に、3 か月令以内の離乳後の牛を追加する（30 g/トン飼料）。
- (3) 飼料添加物アビラマイシンの製造方法を追加する。

4 適用予定日

未定

5 意見提出先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 4546
FAX 03-3502-8275